

困難な状況におかれている学生等が利用可能な主な制度

令和3年10月1日 現在

I. 修学支援関係

1. 高等教育の修学支援新制度（非課税世帯及びそれに準ずる世帯の方）

(1) 概要

住民税非課税世帯とそれに準ずる世帯を対象に、学生生活に必要な生活費等をカバーする給付型奨学金と授業料等減免による支援を行う制度です。

通常、前年度の課税標準額により審査を行います。新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変した場合には、家計急変後の収入見込により審査されます。家計急変の対象とならない方についても、年2回の在学採用（令和3年度は4月及び9～10月）に申し込むことができます。対象となり得るかは日本学生支援機構の進学資金シミュレーターで確認することができます。

(2) 申込時期

- ① 在学採用 令和3年度は4月及び9～10月
- ② 家計急変の採用 随時

(3) 申込先

各大学の奨学金窓口（各大学を通じて日本学生支援機構へ申込みを行います）

(4) 問合せ先

- ① 給付型奨学金について 学生部学生支援課奨学係
 - ② 授業料等減免について 学生部学生支援課学生援護係
- ※ 授業料等減免については、給付型奨学金の支援区分と共通です。

2. 日本学生支援機構の貸与型奨学金（幅広い世帯の方）

(1) 概要

日本学生支援機構の貸与型奨学金では、第一種（無利子）奨学金及び第二種（有利子）奨学金による支援があります。貸与額は選択可能です。

通常、前年度の収入金額等により審査を行います。新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変した場合には、家計急変後の収入見込みにより審査されます。家計急変の対象とならない方についても、在学採用に申し込むことで支援が受けられます。

「1. 高等教育の修学支援新制度」よりも幅広い世帯の方が対象となり、対象となり得るかの見込みは進学資金シミュレーターで確認することができます。

なお、入学時に、希望により入学後第1回目の振り込み時にまとまった金額（10万円～50万円）の貸与（入学時特別増額）を申請することもできます（単独での貸与は不可で、必ず貸与奨学金と併せて申請が必要です）。

<貸与月額>

- ① 第一種奨学金 学部 月2～6.4万円（自宅、自宅外、学校種毎で異なる）
大学院 月5～12.2万円（課程により異なる）
- ② 第二種奨学金 学部 月2～12万円
大学院 月5～15万円

【貸与利率】2021年3月貸与終了者の場合

（利率見直し式） 0.004% （利率固定式） 0.268%

(2) 申 込 時 期

- ① 在 学 採 用 4月（第二種奨学金は9～10月募集もあり）
- ② 家計急変の採用 随時

(3) 申 込 先

各大学の奨学金窓口
（各大学を通じて日本学生支援機構へ申込みを行います）

(4) 問 合 先

学生部学生支援課奨学係

2-1. 緊急特別無利子貸与型奨学金（アルバイト収入減の方）

(1) 概 要

新型コロナウイルス感染症拡大の影響による経済的な理由から学業の継続を断念することのないように、日本学生支援機構の第二種奨学金（有利子）制度を活用した令和3年度限りの制度です。

アルバイト収入の大幅な減少により修学が困難となった学生等が緊急に新たな奨学金の貸与を希望する場合に、国が利子分を補填し実質無利子（0.0%）で貸与を受けられます。

(2) 対象者の要件

- ① 第二種奨学金の基準（人物・学力・家計）を満たしていること
- ② 推薦時において、第二種奨学金の貸与を受けていないこと
- ③ 家庭から多額の仕送りを受けていないこと（目安：仕送り額が年間150万円以内）
- ④ 生活費・学費に占めるアルバイト収入の占める割合が高いこと
- ⑤ 学生等本人のアルバイト収入について、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により令和3年4月以降に大幅に減少したこと

(3) 貸与始期・終期

収入等が大幅に減少した月以降～令和4年3月

(4) 申 込 期 限

令和3年12月15日（水）最終申込期限

(5) 申込及び問合せ先

学生部学生支援課奨学係
※ 詳細は、琉球大学公式ホームページ「学生生活支援情報」をご覧ください。

2-2. 有利子奨学金の貸与期間延長（就職が決まっていない方）

(1) 概 要

新型コロナウイルス感染症の影響等による内定取消等で、やむを得ず令和3年度も大学等に在籍する最高学年の学生等に対して、緊急支援として修業年限を超えて第二種（有利子）奨学金の貸与期間を最大1年間延長します。また、新規申込も可能となっています。

(2) 申 込 時 期

令和3年10月18日（月） ※令和4年度に関しては未定

(3) 申込及び問合せ先

学生部学生支援課奨学係

日本学生支援機構 WEB サイト

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/taiyo_2shu/kikanenchou.html

2-3. 休学中の者への有利子奨学金の継続貸与（休学中にボランティア活動に参加する方）

(1) 概 要

今般の新型コロナウイルス感染症の影響を受け、大学等を休学してボランティア活動に参加する等、学びの複線化を理由に休学する学生等に対して通常休学期間は奨学金の貸与は認めないところ、特例として第二種（有利子）奨学金について貸与を休止せず、最大1年間貸与を継続します。

(2) 申 込 時 期 随時（最終申込期限：令和4年2月1日（火））

(3) 申込及び問合せ先 学生部学生支援課奨学係

日本学生支援機構 WEB サイト

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/taiyo_2shu/kyugakukeizoku.html

2-4. 貸与奨学金の期日前交付（奨学金を貸与中の方）

(1) 概 要

新型コロナウイルス感染症の影響により、早期にまとまったお金が必要な貸与奨学生の支援策として、令和3年12月の奨学金振込日に翌年1月と2月分の奨学金を期日前振り込みします。

(2) 申 込 時 期 令和3年10月29日（金）

(3) 申込及び問合せ先 学生部学生支援課奨学係

3. 大学の授業料納付猶予・延納や大学独自の授業料減免等（制度等により異なる）

(1) 概 要

経済的に困難な方については、多くの大学等で授業料減免の納付猶予や延納等を行っています。また、各大学が独自に授業料等減免や奨学金制度をもっている場合もあります。

(2) 問 合 先 学生部学生支援課学生援護係

4. 自治体独自の奨学金や奨学財団・民間団体金の奨学金等（制度等により異なる）

(1) 概 要

自治体が独自に奨学金等の制度を持っている場合もあります。また、奨学財団等が募集する奨学金についても、申込みが可能な場合もあります（こうした支援については、日本学生支援機構のWEBサイトでも一部紹介しています）。

(2) 問 合 先 学生部学生支援課奨学係や自治体の窓口

※ 奨学財団等から琉球大学に照会があった場合は、学内のWEBサイトや教務情報システムによりお知らせします。

日本学生支援機構 WEB サイト

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/dantaiseido/index.html>

II. 上記の修学支援のほか、経済的に困難な場合に活用できる制度等

1. 日本政策金融公庫の教育ローン（幅広い世帯の方）

(1) 概要

大学等に入学・在学する方の保護者に対し、学生等 1 人あたり 350 万円以内（一定の要件に該当する場合は 450 万円まで）の貸付を行うものです。利息は年 1.66%（固定金利）です。

(2) 申込時期 随時

(3) 問合せ先 日本政策金融公庫

<https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/ippan.html>

2. 生活福祉資金貸付金（緊急小口資金の特例貸付）（幅広い世帯の方）

(1) 概要

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための生活資金を必要とする世帯に 20 万円以内の貸付を行うものです。同感染症の影響で収入の減少があれば休業状態になくても対象となります。

(2) 申込時期 令和3年 11 月末迄

(3) 問合せ先 お住まいの市区町村の社会福祉協議会

厚生労働省特設ホームページ <https://corona-support.mhlw.go.jp/>

3. 生活福祉資金貸付金（教育支援資金）（低所得世帯の方）

(1) 概要

低所得世帯を対象として、大学等に修学するために必要な経費について、月額 6.5 万円以内（大学の場合）を無利子で貸付を行うものです。また、入学に際し必要な経費について、50 万円以内の貸付を行うものです。

(2) 申込時期 随時

(3) 問合せ先 お住まいの市区町村の社会福祉協議会

4. 母子父子寡婦福祉貸付金（就学支度資金・修学資金）（母子・父子・寡婦家庭の方）

(1) 概要

母子・父子・寡婦家庭の方が、① 就学するために必要な受験料、被服費等に必要な資金として無利子 42 万円（国立大学自宅外通学の場合）、② 大学等に就学するための授業料、書籍代、交通費、生活費等に必要な資金に充てる資金として無利子 10.8 万円（国立大学自宅外通学の場合）で貸付を受けられる制度です。

※ 母子父子寡婦福祉貸付金による貸付を受けた方であって、高等教育の修学支援制度による支援を受けた方は、母子父子寡婦福祉貸付金の一部又は全部を返還いただく必要があります。

(2) 申込時期 随時

(3) 問合せ先 居住都道府県・指定都市等の福祉事務所等（一人親世帯担当）

5. 住居確保給付金（独立生計・収入減の方）

(1) 概 要

離職・廃業後2年以内又は休業等に伴う収入減により住居を失うおそれが生じている方（※）に、家賃相当額（住宅扶助特別基準額が上限）を自治体から家主へ支給することで支援する制度です。

※ 学生アルバイトの場合は、基本的には対象には想定されていませんが、世帯生計を維持している（専らアルバイトにより学費や生活費等を賄っていた等）ことや求職活動等の支給要件に該当する方は支給対象になる場合がありますので、詳しくは相談窓口となる自立相談支援機関等にご相談ください。

(2) 申 込 時 期 随時

(3) 問 合 先 お住まいの都道府県・市・区等の自立相談支援機関 住居確保給付金相談コールセンター TEL：0120-23-5572（受付：平日 9:00～17:00）

厚生労働省ホームページ

<https://corona-support.mhlw.go.jp/jukyokakuhokyufukin/index.html>

Ⅲ. 琉球大学におけるお問い合わせ先

○「授業料等減免」に関するお問い合わせ

琉球大学学生支援課 学生援護係

電 話：098-895-8135

E-mail：gkgsien@acs.u-ryukyu.ac.jp

受付時間：平日 8:30～17:15（12:00～13:00 除く）

○「奨学金」に関するお問い合わせ

琉球大学学生支援課 奨学係

電 話：098-895-8136

E-mail：gksygsn@acs.u-ryukyu.ac.jp

受付時間：平日 8:30～17:15（12:00～13:00 除く）